

# 支援の対象：医療

医療の領域では、多くの心理的援助業務があります。  
以下に医療領域での心理職の業務の対象をみていきましょう。

## 精神科・心療内科医療

精神科医療においては、統合失調症、うつ病、パニック障害、認知症などさまざまな精神疾患、ストレス関連疾患を抱える患者さんに対して、心理的な援助が必要です。精神病院の入院や診療所や総合病院精神科の外来での治療・援助をはじめ、患者の生活を支えるデイケア、在宅の精神障害患者のための ACT（Assertive Community Treatment：包括型地域生活支援プログラム）と呼ばれるサポートにも心理職が関わることがあります。

## 周産期—小児科医療

妊娠出産時はホルモンの変化も大きく、マタニティブルー、産後うつ病など精神面の問題も起こりやすい時期であるため、心理職のサポートが必要になることがあります。また早産児や低出生体重児など医学的管理が必要である新生児への治療を集中的に行う NICU（新生児集中治療室）でのご家族の心理的ケアも行われるようになってきています。

小児科医療においては、精神発達遅滞、自閉症スペクトラム障害、注意欠陥／多動性障害などの発達の障害や不登校、摂食障害などの子供やその家族が心理的援助の対象となります。

先天的な神経疾患の検査・治療場面でも心理職が関わることがあるでしょう。

## その他

心理職の活動は、かつては精神科医療が中心でしたが、昨今は身体医療にも広がりを見せています。

脳神経外科や神経内科における神経心理検査、リハビリテーションにおける心理的支援、糖尿病をはじめとする慢性疾患患者への心理的支援

## キーワード

- 精神科（心療内科）医療
- 小児科医療
- 周産期医療
- 先端医療
- 緩和医療
- 救急医療
- 在宅医療

も行われるようになってきています。生殖補助医療や人工臓器など先端医療の現場でも心理的援助の必要性が認識されてきています。がん、HIV など生命に関わる心理的インパクトの強い疾患の経過を心理的に支え、緩和医療に貢献することも、心理職の重要な仕事です。

救急医療の場においても心理職がご家族の心理的援助を行っている場合もあります。

今後はさらに在宅医療を始めとするさまざまな医療場面で、心理職のはたらきが求められていくことになるでしょう。

### まとめ

医療の中の心理的援助の対象として、精神科医療、小児科医療、周産期医療などが挙げられます。最近では、先端医療、緩和医療などにも広がりをみせています。今後は救急医療や在宅医療などさまざまな医療場面でのはたらきが期待されています。